

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへお知らせ

人間ドックの検診料助成制度について

後期高齢者医療制度に加入しており、人間ドックの検診を希望される方を対象に、検診料を助成します。

対象／次の要件にすべて該当する方

- ①埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で、町内に住所がある方
- ②後期高齢者医療保険料を完納、または完納見込みの方

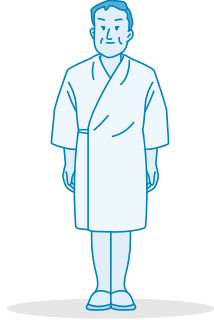
検診機関／

- ・埼玉よりい病院（寄居町）
- ・藤間病院（熊谷市）
- ・熊谷生協病院（熊谷市）
- ・籠原病院（熊谷市）
- ・深谷市総合健診センター（深谷市）
- ・埼玉成恵会病院（東松山市）
- ・小川赤十字病院（小川町）
- ・本庄総合病院（本庄市）

助成額／25,000円以内

申込方法／後期高齢者医療被保険者証を持って、保険年金課へお越しください。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線111）へ。



慢性腎臓病対策！ 訪問事業を実施します！

近年、注目されている慢性腎臓病（CKD）の予防対策の一環として、各ご家庭に伺い慢性腎臓病に関する普及啓発を実施します。

時期／5月～

対象／平成24年度に、町の特定健康診査および健康診査を受診された方

内容／保健師・看護師（健康福祉課職員）による腎機能検査結果の見方について、慢性腎臓病や腎臓をいたわる生活についての情報提供等

その他／事前連絡なしに伺うことがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

寄居町国民健康保険

第2期特定健康診査等実施計画 を策定しました！

平成20年3月に策定した、寄居町特定健康診査等実施計画の期間満了に伴い、第2期計画を策定しました。

この計画は、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導を実施することにより、町民の皆さんの健康長寿を実現し、医療費の適正化を図ることを目指しています。計画の全文は、町公式ホームページに掲載しています。

○計画の期間

この第2期計画の期間は、平成25年度から平成29年度までとなっており、5年ごとに計画の見直しを行います。

○特定健康診査の対象

特定健康診査実施までの1年間を通して、寄居町国民健康保険に加入する40歳から74歳までの被保険者を対象とします。

○特定健康診査の内容

①基本的な健診項目

問診（既往歴の調査）、身体計測、身体診察、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、また、追加項目として腎機能検査（クレアチニン、尿酸）も実施します。

②詳細な検診項目（医師が必要と判断したものを実施）
貧血検査、心電図検査、眼底検査

○特定保健指導

特定健康診査の結果により、保健指導が必要と判断された方に対して動機付け支援・積極的支援を行います。

○その他

人間ドック（本計画に定める実施項目を含む）を受診した場合は、特定健康診査に替えることができます。

※今年度の特定健康診査等のお知らせは、本誌8月号に掲載する予定です。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113～115）へ。

寄居町国民健康保険被保険者の皆さんへ

1.人間ドック・脳ドックの検診料助成制度

○人間ドック

対象／次の要件にすべて該当する方

- ①寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方
- ②受検日当日35歳以上の方
- ③国民健康保険税を完納、または完納見込みの方
- ④平成25年度に脳ドック検診を希望しない方
- ⑤平成25年度に特定健康診査（9・10月実施予定）を受診しない方

検診機関／

- ・埼玉よりい病院（寄居町）
- ・藤間病院（熊谷市）
- ・熊谷生協病院（熊谷市）
- ・籠原病院（熊谷市）
- ・深谷市総合健診センター（深谷市）
- ・埼玉成恵会病院（東松山市）
- ・小川赤十字病院（小川町）
- ・本庄総合病院（本庄市）

助成額／25,000円以内

○脳ドック

対象／次の要件にすべて該当する方

- ①～③までは人間ドック助成対象と同じ
- ④平成25年度に人間ドック検診を希望しない方

検診機関／

- ・埼玉よりい病院（寄居町）
- ・関東脳神経外科病院（熊谷市）
- ・籠原病院（熊谷市）
- ・磯部クリニック（深谷市）
- ・小川赤十字病院（小川町）

助成額／25,000円以内

申込方法／随時申し込みを受け付けていますので、ご希望の方は国民健康保険被保険者証を持って、保険年金課へお越しください。

※人間ドック・脳ドック検診は、健康づくり・チャレンジポイント対象事業です。



2.出産育児一時金の給付制度

被保険者が出産したときに、42万円（もしくは39万円）が支給されます。妊娠週数12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。ただし、他の健康保険から支給される場合、国民健康保険からは支給されません。

また、平成21年から、出産育児一時金は、町の国民健康保険から分娩医療機関等へ直接支払われることで、窓口で全額を支払う負担を軽減する仕組みとなりました。この制度を利用する場合は、出産する分娩医療機関等へご相談ください。

※直接支払制度を利用されない方は、出産育児一時金の貸付制度等がありますので、保険年金課へご相談ください。



問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113～115）へ。

3.入院時の食事代の減額制度

町の国民健康保険に加入している方は、入院したときに食事代として、標準負担額を支払います。

ただし、住民税非課税世帯および低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方については「減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、次の表のように自己負担額が減額されます。

該当すると思われる方は、入院する前に保険年金課へ申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。

入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の方）		260円
○住民税非課税世帯 ○70歳以上で低所得者Ⅱ（注1）	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ（注2）		100円

注1…低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方

注2…低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

4.国民健康保険の加入や脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険の加入や脱退の手続きは届け出が必要です。社会保険等に加入したときや、会社を退職したり社会保険の扶養でなくなったりして、社会保険等を喪失したときなどは、お早めに手続きをお願いします。

国民健康保険の脱退の届け出に必要なもの

- ①新たに加入した社会保険被保険者証等
- ②寄居町の国民健康保険被保険者証
- ③印鑑

脱退の届け出が遅れると…

- ・社会保険等に加入した後に、国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費をお返しいただくことになる場合があります。
- ・社会保険と国民健康保険で保険税（料）が二重に徴収されることになります。

国民健康保険の加入の届け出に必要なもの

- ①退職証明書、離職票、加入していた社会保険等の資格喪失証明書のいずれかひとつ
- ②印鑑
- ＜お持ちの方のみ＞
- ③年金証書（厚生年金や共済年金等を受給している65歳未満の方）

加入の届け出が遅れると…

- ・被保険者証が無い場合、その間の医療費はいったん全額自己負担になります。
- ・加入事実発生日（社会保険を喪失した日）から加入するため、保険税をさかのぼって納めなければならなくなります。